

大原自治会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は大原自治会と称す。

(目的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り町内一般の福利増進文化向上を目的とする。

(会員)

第3条 本会は大原 1、2 丁目に居住する者で本会の趣旨に賛同する者に依て組織する。

(事務所)

第4条 本会の事務所は大原自治会館内に置く。大原自治会館の住所はふじみ野市大原 2-4-24 とする。

第2章 事業

(事業)

第5条 本会は第2条の目的達成のため次の部を設け事業を行う。

1. 総務部……………各団体との連絡渉外・広報に関すること、その他
2. 情報・安全部… 防犯防火街灯、自主防災隊の維持管理に関すること
3. 文化部……………文化活動に関すること
4. 厚生部……………保健衛生、弔慰、福祉生活に関すること
5. 建設部……………下水道、道路整備その他建設等に関すること

第3章 役員

(役員と任期)

第6条 本会に次の役員を置く。(組長を1年、他は2年)但し、最大6年までの再任を妨げない。

補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- | | |
|-----------|---------|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 2 名 |
| 3. 書 記 | 1 名 |
| 4. 会 計 | 1 名 |
| 5. 各部長 | 1 名 |
| 6. 評議会 | 各地区 1 名 |
| 7. 組 長 | 各組 1 名 |
| 8. 会計監査 | 2 名 |
| 9. 顧問・相談役 | 若干名 |

(役員の責務)

第7条

1. 会長は本会を代表し会の運営にあたる。
また会長は、自治会連合会大原自治会長・大原自主防災隊隊長を兼務する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 書記は総会、評議員会、部長会、その他の会議の記録事務を行う。
4. 会計は会計に関する事務を行う。
5. 各部長は各部の運営にあたる。
6. 評議員はその地区を代表する。
7. 組長はその組を代表する。
8. 会計監査は本会の会計状況を監査する。
9. 顧問・相談役は運営の相談にあたる。

(役員の選出)

第 8 条

1. 会長は総会において決定する。
2. 副会長、書記、会計、会計監査、各部長、顧問・相談役は評議員会において決定する。
3. 評議員及び組長はその地区によって選出する。

第 4 章 機 関

(機関)

第 9 条 本会に次の機関を置く。

1. 総会 2. 評議員会 3. 部長会

(総会)

第 10 条

1. 総会は最高決議機関であって、年 1 回定期総会を開く。
2. 会員の 3 分の 1 以上又は役員の 3 分の 2 以上の要求があった時、臨時総会を開く。
3. 総会は全会員をもって構成する。

(評議員会)

第 11 条

1. 評議員会は総会に次ぐ決議機関で会長、副会長、書記、会計、各部長及び評議員で構成し 2 ヶ月に 1 回以上開催する。
2. 評議員の 3 分の 2 以上又は会長が必要と認めるとき随時開催する。

(部長会)

第 12 条 部長会は前条の決議事項を執行するため、会長、副会長、書記、会計、各部長で構成し随時開催する。

(議案)

第 13 条

1. 総会に提出する議案は評議員会で事前に協議するものとする。

2. 総会には提案議案のほか、恒常提案として次の事を議事とする。

- (1) 会計に関する事
- (2) 会則の改正に関する事
- (3) 役員の人事に関する事
- (4) その他

(議決)

第 14 条

- 1. 総会にあっては出席者の 2 分の 1 以上の賛成をもって決定する。
- 2. 評議員会にあっては定員の 2 分の 1 以上の出席で成立し 3 分の 2 以上の賛成をもって決定する。

第 5 章 組 織

(地域の組織)

第 15 条

- 1. 組は 10~20 世帯をもって I 組とする。
- 2. 前項の組 3~4 組合計 80 世帯以内をもって 1 区域とする。
- 3. 地域の事情等により前 1・2 項によらないことができる。
- 4. 区域の配置分合を行う時は評議員会の承認を経て会長が決定する。

第 6 章 会 計

(経理)

第 16 条 本会の経理は会費、寄付金及びその他収入をもって充てる

(会費)

第 17 条 会費は月額 1 世帯 200 円、250 円、500 円、1,000 円、3,000 円の 5 種とする。

(財産)

第 18 条 本会の資産は会長これを保管する。

(台帳)

第 19 条 本会に次の台帳を備えるものとする。

- 1. 会員名簿
- 2. 金銭出納帳
- 3. 財産台帳
- 4. 備品台帳
- 5. 議事録

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日迄とする。

第 7 章 其の他

(会則の改廃)

第 21 条 本会則を改廃する場合は総会の決議による。

(細部規定)

第 22 条 本会則に関する細則を評議員会の承認を得て定めることができる。

昭和 47 年 4 月 2 日改正

昭和 49 年 4 月 7 日改正

昭和 51 年 4 月 4 日改正

昭和 54 年 4 月 19 日改正

昭和 60 年 4 月 20 日改正

平成 6 年 4 月 10 日改正

平成 8 年 6 月 2 日改正

平成 9 年 4 月 27 日改正

平成 10 年 4 月 26 日改正

平成 16 年 4 月 25 日改正

令和 5 年 3 月 1 日改正

本会は昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

細 則

(1)会費

会費は月額次の様な区分により行う。

1. 200 円 アパート、間借等の独身者（主として学生）
2. 250 円 一般家庭（年額 2,500 円）
3. 500 円 一般商人
4. 1,000 円 事業所
5. 3,000 円 特別事業所（社員 10 名以上）

(2) 弔慰

会員及び其の家族の死亡した場合、弔慰金を支出する。

世帯主, 家族 一金 5,000 円

昭和 46 年 4 月 4 日改訂

昭和 47 年 4 月 11 日改訂

昭和 54 年 4 月 19 日改訂

平成 6 年 4 月 1 日改訂

平成 15 年 4 月 20 日改訂

大原自治会会館使用上のきまり

昭和 61 年 1 月

1. 会館を使用しようとする者は、電話又は口頭で次の事項を管理人に申し出て承諾を受けたのち ご使用下さい。使用日時、使用量、使用責任者氏名、住所電話番号、団体名(個人を含む)、使用目的、予想人員。

2. 申込みは使用日の 1 ヶ月前から受付ます。

例えば 7 月 10 日に使用する場合 6 月 10 日以後に申込んでいただきます。使用していないときは即日申し込んでも使用できます。

3. 使用時間は午前、午後、夜間の 3 区分とし次のとおりです。

午前 8:00~12:00 午後 1:00~5:00

夜間 6:00~10:00

4. 使用料

(1) 自治会役員会および自治会が補助金を交付している各種団体ならびに自治会、自治会連合会大原自治会長が市当局の依頼による推せん団体は無料。

(2)

号室	使用時間	一般会員	会員十部外者	部外者	営業目的
1	8:00~12:00	1,000 円	1,700 円	8,000 円	20,000 円
2	13:00~17:00	1,000 円	1,700 円	8,000 円	20,000 円

◎駐車場はありません

葬祭時の使用料(駐車場なし)

会館使用料	
1 日	15,000 円

◎炊事(調理用)。ガス・水道代として各時間帯共 300 円追加

◎一般部外者会員は部外者が 5 分の 1 以上とする。5 分の 1 以下は会員とみなす。

1 号室=1 階の舞台なし和室 2 号室=1 階の舞台付和室

3 号室=2 階の洋間 4 号室=なし 5 号室=2 階の和室

※冷暖房は、無料です。

5. 使用料は使用当日管理人にお支払い下さい。

6. 使用者はご近所に迷惑にならないようにし管理人の指示に従って下さい。
7. 備品その他施設物を破損した場合、損害を賠償していただきます。
8. カギは使用当日管理人よりお受け取り下さい。
9. 会館の使用が終わったときは、トイレを含め清掃を行ない、火の元を確かめたのち終わったことを管理人にご連絡下さい。
10. お茶は各自ご持参下さい。
11. ゴミ、たばこの吸がらは必ず各自お持帰り下さい。
12. ご不明のことがありましたら管理人にお聞き下さい。
13. 自治会長が緊急使用の必要を認めたときは変更していただくことがあります。

管理責任者	大原自治会長 岸川純康 住所 大原 1-11-19 電話 266-4834
-------	--

防火管理者	上村清孝 住所 大原 1-9-29 電話 262-4192
-------	-------------------------------------

管理人氏名	上村清孝 住所 大原 1-9-29 電話 262-4192
-------	-------------------------------------